

而して其後の工事の経過に關しては、左の公文を以て知られる。

拜啓陳ハ當校建築モ目今之様子ヲ察スルニ工夫等モ漸ク減少シ頗ル抄ラザル様被察工事掛員ニ就キ寄宿舎落成ノ期ヲ相尋候モ其期日等確信ヲ得ズ殊ニ蒲原工主任ハ目下不在ニテ右落成期日等ヲ承知スルニ由ナク頗ル苦慮罷在候然ルニ本校ノ位置タル貴官モ再三御巡視ニテ御承知ノ通り市街ヲ離レ單ニ大分縣ニ通ズル國道ノ一側ニ當リ第一生徒ノ下宿スベキ家屋サヘ乏シク爲メニ當秋已來多クハ遠距離ヲ通學致居候適々近方ニ家屋アルモ自炊ニアラザレバ家屋ヲ賃與セズ其不便不勤只寄宿舎ノ落成ヲ日々相待居候次第ニ有之其情實ニ察入候且ツ學校一般ノ管理上ヨリ考フルモ可成速ニ寄宿致サセズテハ實ニ不便ニ有之其他落成ヲ急グノ事情ハ殊更ニ陳述セザルモ疾ク御承知ノ事ニテ畢竟右様工事ノ緩カニ相成居候ハ種々ノ御都合モ可有之事ト被存候得共前陳生徒ノ困難ト云ヒ管理上ノ不便ト云ヒ實ニ苦慮致候ニ付可相成ハ本年申ニ生徒ヲ寄宿セシメ度候間右不得止事情御洞察可成至急落成候様御配慮ノ程頻リニ希望致候敬具

明治二十二年十一月十二日

西邨第五高等中學校長事務取扱

文部省久保田會計局長殿

かくて前掲の落成報告にもある如く、寄宿舎の竣功を見たのは、翌二十三年一月のことで、二十一年二月本館起工以來、殆ど滿二年の歳月を閲して、漸く落成を告げたのである。

而して新校移轉直後の職員は、教諭十人、囑託教員五人の外、會計主任まで二十五人となり、開校式の頃は、

新校移轉  
直後の職  
員生徒數

平山校長の外、教授(官制改正に依り、從來の教諭は教授となる。)九人、幹事一人、助教教授四人、書記三人、囑託員十人、雇員十一人、雇外國教師一人、合計四十人を算し、生徒は、二十二年十月三十一日調に依れば、豫科一級十一人、同二級五十一人、同三級三十六人、補充一級六十八人、同二級四十六人、合計二百七十七人、内、熊本百二十一人、福岡二十六人、佐賀十八人、大分十七人、鹿児島九人、長崎六人、宮崎京都各二人、山口・廣島・愛媛・高知・兵庫・群馬・山形・秋田・石川各一人となつてゐる。

新聞廣告  
料調

然るに、生徒募集に關する二十二年七月十九日の新聞廣告料調に依れば、朝野新聞 四十九行二回、東京日日新聞 四十九行二回、時事新報 五十二行二回、郵便報知新聞 五十五行二回、鹿児島新聞 百二十六行二回、福岡日日新聞 六・三八〇圓、鎮西日報 百二十二行二回、宮崎新報 一六〇圓、佐賀新聞 九十六行二回、大分新聞 八・〇四〇圓、九州日日新聞 百十行一回七十一行、熊本新聞 百十六行一回七十五行、小計七十圓三十九錢五厘、外に海西日報 百四・〇圓、總計七十四圓三十九錢五厘となつてゐる。

### 第二節 新校開校式及び官制の改正等

開校式日  
決定の經  
緯

既にして本校は、明治二十三年十月十日をトして新校開校式を舉行し、(二高は二十四年十月、三高は二十二年九月夫々學式)爾來十月十日を以て記念日となしてゐるが、當時に溯つて調べて見ると、幾度か期日變更の後やうやく決定したもののやうである。(尤も、二十一、二十二の兩年とも、十月十日に入學式を行つてゐる。)即ち最初は、二十三年四月十四日、校長より文部省技師山口半六宛の回答文にもある如く、六月中旬頃にでも舉行した

い希望であつたのが、文部省に出張中の平山校長からは、五月二十二日を以て、九月以後に定める旨の電報が来て居り、八月廿六日付の公文書には、次の如きものがある。

豫テ内申置候當校開校式ノ儀來ル九月廿七八日ヨリ十月五日迄ノ内日ヲトシテ舉行致度見込ニ有之就テハ追テ時日確定ノ上ハ可成早目ニ開申可致候得共大臣等御出張ノ準備モ可有ト存候ニ付豫テ申上候若シ右日限内ニ御出張御繰合惡敷御差支之儀モ有之候ヘハ延期可致候間御報示被下度此段及開申候也

明治二十三年八月廿八日

第五高等中學校長 平山太郎

文部次官 辻 新次殿

而してそれまでは、大凡の豫定であつたのが、九月十日付文部次官宛の開申に依れば、

當校開校式舉行之儀愈來ル十月三日ト確定致候就テハ豫テ内申置候通り大臣閣下是非御臨場相成候様希望致候此段及開申候也

とあり、いよいよ十月三日と確定されてゐるのは、九月六日付を以て、文部大臣秘書官より、

貴校開校式之儀本月廿八日ヨリ十月五日迄ノ内舉行相成度見込ニ付云々次官宛御開申之趣有之候處右ハ十月十日頃舉行ノ事ニ相成候ヘハ好都合ニ有之候貴校御都合如何ニ候哉此段及御打合候也

と云ふ書面の趣に従へることが知られる。然るに校長は、九月十六日、秘書官宛親展の電報を以て、

開校式へ御臨場飛脚船ナレバ十日ハ都合悪シ十三日ニ延バスベキヤ

と照會したのに對し、通牒に接しなかつた爲、十九日至急電報を以て、「開校式日取ノ件至急御回答ヲ請フ」旨秘書官に催促したのである。然るに秘書官よりは、「開校式ハ愈此際舉行ナルヤ否ヤ」と更に問合せがあつたのは、學校よりは大臣次官の出張を乞うたのに、その都合がつかない爲であつたことは、次の廿二日付次官宛の開申に依つて知られる。

當校開校式へ大臣及貴官御臨場之儀御差支之旨永井秘書官ヨリ通知有之右ハ幾日カノ延期ナレバ其時期ヲ待ツテ舉行可致候得共目下御見込モ難立趣ニ付愈來月十日ト確定致候就テハ御臨場ノ有無ニ據リ大イニ地方ノ民心ニ關係ヲ及ボス事情モ有之候ニ付是非御繰合御臨場之様致度然シ到底六ヶ敷儀候得ハ専門學務局長其他相當官中出張相成候様致度此段再ビ及開申候也

以上を以て考へると、十月十日と確定したのは、九月廿二日のことで、本省よりは、専門學務局長濱尾新氏臨場のことと爲し、十月二日神戸より乗船、長崎醫學部一覽の上、七日同地發、陸路佐賀を経て高瀬に一泊、九日正午着熊したのである。而して學校當局は、待ちに待つた歴史的の行事であり、準備に忙殺されたことは記録に残つてゐるが、一例を申せば、招待状用紙を印刷局に注文したのが、九月十日になつても來ないので、電信を以て照會し、學式の前日には、豫行演習までやると云ふ有様であつた。又、長崎醫學部よりは、本校の開校式とあつて、生徒八十人の參校があるについても、何かと電報の往復があつてゐるのである。

濱尾局長  
の着熊

漸く十月  
十日と確  
定

新校開校  
式概況

開校式の模様については、十月廿七日の官報第二千九十九號教育の欄に掲載せるものを記すことゝしたい。  
第五高等中學校開校式 第五高等中學校ハ熊本縣飽田郡黒髮村ノ新築工事竣功セルヲ以テ本月十日開校式ヲ



材ヲ養成シテ以テ國家ノ盛意ニ答ヘ有志者ノ望ニ副ハンコトヲ尙終リニ臨ミ本日臨場諸君特ニ本校區域内ノ諸君ニ一言ヲ呈セント欲スルコトアリ今ヤ本校位置ノ中學教育ニ適シタルコト既ニ此ノ如クニシテ當局者ノ考慮深遠ナルコト亦此ノ如シ然ルニ世上或ハ都會ノ繁盛ニ眷戀シ學校ヲ選ムニ方リ此ヲ捨テ彼ニ赴ク者ナキニ非ス誤レリト謂フベシ諸君願クハ意ヲ茲ニ注キ苟モ少年子弟若クハ父兄ニシテ此ノ如キ謬念ヲ抱ク人アラハ懇ニ諭告シ來リテ此ニ學フ者アルモ出テ、彼ニ遊フ者ナカラシメ益我國固有ナル淳朴剛毅ノ氣風ヲ鞏固ニシテ他日大ニ之ヲ擴張シテ世ノ輕佻浮薄ノ風ヲ矯正スル基礎トナスノ覺悟アランコトヲ聊蕪辭ヲ陳ヘ本日ノ祝詞トナシ併セテ來臨ノ諸賓ニ謝ス

明治廿三年十月十日

正七位 平山太郎

濱尾局長  
の演述

## 濱尾専門學務局長の演述

本校ハ明治十九年勅令第九號ニ依リ帝國ヲ五區ニ分割シ各區ニ配當セラレタル高等中學ノ一ニシテ即チ其第五區ニ當レルモノナリ今ヤ校舍ノ新營其工ヲ竣リ本日ヲ以テ開校ノ式ヲ舉行スルニ至レリ本官乏ヲ文部ノ職ニ承クルヲ以テ此盛典ニ列スルヲ得タルハ深ク榮トスル所ナリ仍テ中學教育ニ關シ聊カ卑見ヲ陳ヘテ以テ祝辭ニ代ヘントス

夫レ國家ノ事業ハ中等以上ニ位スル人士ノ能力ニ賴ルコト甚大ニシテ其能否ハ中學教育ノ整否ニ關係ヲ有スルコト尠少ニ非ス是ヲ以テ國家ハ中學教育ノ整備ヲ計リ中等以上ニ位セントスル者ヲシテ先ツ高等ナル普通教育ヲ受ケ智徳ノ修養ヲ完フセシメ其出テ、社會ニ立ツニ當リテハ文ニ理ニ普通科ヲ修ムルヲ以テ公私ノ業務ニ就クニ適セシメ其進ミテ大學又ハ高等専門學校等ニ入ルニ當リテハ豫備科ノ根柢既ニ鞏固ナルヲ以テ各般ノ専門學術ヲ攻究スルニ適セシメサルヘカラス是レ高等中學校ノ施設アル所以ニシテ實ニ國家ノ教育上緊要ノ事ト爲スナリ

憶フニ方今文明ノ域ニ進ミ社會ノ生活單簡ナラス國家ノ機關複雜ニシテ偏狹ナル智識ニ倚リ錯綜セル事物ノ關係ヲ解知スヘキニアラサルヲ以テ中等以上ニ位セントスル者ハ其業務ノ何タルヲ問ハス普通ノ智徳ヲ要シ凡ソ倫理國文國史ヨリ數學理科外國語等ニ至ルマテ高等ナル普通教育ヲ受ケサルヘカラス然リ而シテ國家ノ機關ハ各種異類ノ要素ヨリ組織スルヲ以テ其事業ヲ進捗シ分業ノ整治ヲ圖ランニハ専門教育ニ賴ラサルヘカラスト雖モ其根柢ヲ鞏固ニシ専門者各自分業ノ間ニ於テ自ラ一致共通スル所アリテ其作用ヲ圓滑ナラシムルモノハ高等ナル普通教育ニ在リトス而シテ中等以上ニ位シ國家ノ元氣ト爲リ樞要ナル機關ト爲ル者ニシテ社會ニ立チ常ニ權力ノ平均ヲ持シ秩序ヲ重ンスルノ觀念ニ厚カラサレハ國家ノ幸福ヲ進メ安寧ヲ保ツコト難カルヘシ私營ノ業務固ヨリ然リ況ンヤ公共ノ業務ニ於テオヤ恭シク惟ミルニ今ヤ我 叡聖文武ナル 天皇陛下ノ恩旨ニ依リ立憲ノ政體ヲ確定シ市町村ニ自治ノ制度ヲ頒タル、ニ至レルヲ以テ將來公共ノ業務ハ益頻繁ナラントス此時ニ際シ國家機關ノ組織ヲ完成シ其作用ヲ圓滑ナラシメンニハ殊ニ中等教育ヲ慎重ニシ公共ノ業務ニ就カントスルモノヲシテ高等ナル普通科ヲ修メ智徳ヲ養ヒ中正不偏ノ人士タラシメ以テ國家ニ對シ能ク其責務ヲ全カラシメサルヘカラサルナリ

凡ソ社會ニ立チ中等以上ニ位スルモノニシテ高等ナル普通教育不十分ナルアレハ普通ノ智德ニ乏シキヲ以テ意思自ラ偏狹ニ陥リ易ク且各種専門ノ事業ニ關シテ其専門者ノ説ク所ヲ充分ニ會得シ難キノ憾アリテ知ラス識ラス公益ヲ阻碍スルノ憂ヲ免カレサラントス豈警懼セサルヘケンヤ又専門教育ヲ受ケタルモノト雖モ豫メ普通教育ノ基礎確立セサルモノハ識力ニ缺クル所アリテ參案照査以テ學理ヲ攻究シ咀索翫味以テ實地ニ應用スルニ堪フヘカラサルノミナラス動モスレハ輒チ奇頑偏陋ノ癖性ヲ馴致シ己ヲ知リテ他ヲ知ラサルニ至ルヘシ斯ノ如クニシテ已マサレハ社會ノ事物ハ柄鑿相容レス國家ノ經理上適以テ言フヘカラサル弊害ヲ醸成セントスルノ虞アリ豈亦警懼セサルヘケンヤ而シテ能ク社會ノ偏傾ヲ調護シ各圓滑ニ其作用ヲ遂ケシムルモノハ高等普通教育ノ妙用ニ措クモ亦良ニ所以アルナリ佛國ノ如キハ數多ノ公立中學校ヲ設クルノ外百餘箇ノ官立中學校ヲ置キ之カ爲メニ國庫ヨリ支出スル年額大約八百八十五萬佛ノ巨額ニ達シ普國ノ如キハ中學校費中資金其他ノ收入大約二千二百萬佛ヲ支消スルノ外國庫支辨ノ年額大約四百萬佛ニシテ此他歐洲大陸諸邦ノ如キモ概ネ之ニ準シ各其中學教育ニ力ヲ用ユルコト甚大ナリ今ヤ宇内ニ國ヲ建テ列國ト對峙競争センニハ彼我國民ノ智識ニ於テモ差異ナカラコトヲ期シ其根柢タル教育ニ意ヲ注カサルヘカラサルナリ

本邦中學教育ノ施設日尙淺ク而シテ高等中學校ヲ全國五箇所ニ配置セラレタル以前ニ在リテハ主トシテ大學ニ入ルノ豫修ヲ爲スヘキモノハ東京ニ一ノ大學豫備門アリシノミ當時地方ニ於テ既ニ中學校ノ設ケアリシト雖モ概ネ不完備ニシテ適當ナル豫修ヲ爲スニ足ラサルヲ以テ其學ニ志スモノハ笈ヲ負フテ東京ニ趨至シ甚シク都鄙偏重偏輕ノ弊習ヲ馴致シタリ現ニ東京府下ニ於テ普通各種ノ教科ヲ授クルモノ七十餘校ニシテ其生徒ノ概數二

萬八千名ノ多キニ達シ假リニ其一半ヲ各地方ヨリ來集シタルモノト看做スモ其概數一萬四千名ニシテ之カ爲メニ年々各地方ヨリ東京ニ輸スル所ノ學資其他ノ金額ハ恐クハ一百萬圓ヲ下ラサルヘシ蓋維新以來天下ノ政運所謂中央集權ニ傾キタルノ餘勢タルヘシト雖モ今ヤ漸ク地方分權ヲ講スルニ際シ高等普通教育ノ如キモ全國ニ分配スルヲ要シ一所ニ凝集セルモノハ數所ニ融散シ力メテ都鄙ノ平衡ヲ保タサルヘカラス且都會華奢ノ地ハ志想ノ未タ確定セサル青年子弟ノ勤學ニ適セス費用多クシテ空シク當初ノ志ヲ達スルコト能ハサルモノ亦少カラス故ニ高等中學校ヲ東京ノ外數所ニ配置セラレタルハ子弟ヲシテ遠ク都會ニ出テサルモ近く地方ニ在リ費用少クシテ均シク高等ナル普通教育ヲ受クルノ便ヲ得セシメ兼テ時弊ヲ矯正センコトヲ期スル所以ナリ

尙一ノ注意ヲ要スルモノハ各高等中學校ト帝國大學分科大學トノ關係是ナリ抑各高等中學校卒業生ノ直ニ分科大學ニ入學スルコトヲ得ヘキ分科大學規程中ニモ明記スル所ニシテ既ニ客年始メテ第三及第四高等中學校ヨリ數名ノ入學アリ其入學後ノ成績モ概シテ劣等ナラス而シテ第二高等中學校及第五高等中學校即チ本校ニハ本年始メテ本科ニ進ミタルモノ數名アリテ今後二年ヲ經各校俱ニ續々卒業生ヲ出スニ至ラハ其志望ニ應シ皆均シク大學ニ入ルコトヲ得以テ各高等中學校ト大學トノ連絡ヲ完フスルニ至ルヘシ然ルニ世人或ハ大學ニ入ルニハ必ス第一高等中學校ヲ經由セサルヘカラスト思惟スルモノアルハ其實實ヲ知ラサルモノニシテ謬見ニ過キス切ニ望ム大學ニ入ラント欲スル青年子弟ヨ此謬見ニ惑フコトナク便宜其地方ノ高等中學校ニ於テ高等ナル普通教育ヲ受ケ豫修ヲ完フシ其目的ヲ達センコトヲ

又現今地方ノ尋常中學校ハ概ネ其經費ノ不十分ナルカ爲メ諸般ノ儲備未タ整ハス其教育モ自ラ完全ナラスシテ

其卒業生ハ高等中學校ノ本科ニ入學セシムルニ適セサルノ事業アリ然レトモ及ハサルモノハ之ヲ促シ足ラサルモノハ之ヲ補ヒカメテ高等中學校トノ連絡ヲ完フセシメン爲メ尋常中學校ノ卒業生等ハ試験ヲ須ヒスシテ高等中學校ノ豫科中相當ノ級ニ入ラシムト雖モ其數尙未タ多カラス況ンヤ直ニ其本科ニ入ルモノニ於テハ幾ント稀ナリ尋常中學校ニシテ尙然リ況ンヤ普通各種ノ教科ヲ授クルモノニ於テオヤ其不完全ナル推シテ知ルヘキナリ是ヲ以テ府縣ハ益尋常中學校整備ヲ圖リ高等中學校トノ連絡ヲ完カラシメ國家ハ愈高等中學校ノ整備ヲ圖リ大學ト尋常中學校トノ中間ニ在テ中等教育ノ完成ヲ圖ラシムルコト今日教育上緊急ノ事ナルヘシ

高等中學校ハ現今專ラ國庫金ヲ以テ之ヲ維持スルコト、ナレリト雖モ設置ノ當初國庫金ト其設置區域ニ屬スル各縣ノ地方稅トニ依リテ支辨セシモノナルヲ以テ其際九州ノ各縣ハ本校經費ノ一半ヲ分擔シ其補益少カラス而シテ本校ノ位置ヲ熊本ニ定メラル、ニ當リテヤ當縣知事縣會及有志諸子ハ高等中學校ノ國家教育上緊要ナルヲ認知シ知事之ヲ主務省ニ稟請シ其建築費トシテ縣會ノ議決ニ依リ地方稅ヨリ八萬圓ヲ支出シ細川侯爵ヨリ一萬圓其他ノ有志諸子ヨリ一萬圓ヲ寄附シ合セテ十萬圓ヲ以テ一切ノ工費ニ充テ以テ此舉ヲ贊助セラレタルハ寔ニ教育ノ爲メニ賀スヘキ所ニシテ本校新營ノ速ニ其工事ヲ竣リ今日ノ盛典ヲ見ルニ至リシモノ蓋シ知事始メ此等贊助者ノ功多キニ居ルト謂フヘシ嗚呼九州ノ地タル古來氣魄雄渾有爲ノ人士ニ富ミ其出テ、國家ノ爲メニ偉勳ヲ奏シ大業ヲ成シタルモノ尠カラス抑本校ハ國家ノ元氣ト爲リ樞要ナル機關ト爲リ社會ノ中等以上ニ立チ公私ノ業務ニ就キ又進ミテ大學等ニ入り専門ノ學術ヲ攻究セントスル者ヲシテ高等ナル普通教育ヲ受ケシムル所ナルヲ以テ將來益整備ヲ圖リ智徳ノ修養ヲ完フシテ忠君愛國ノ志ヲ鞏クシ國家ノ爲メニ有爲ノ人物ヲ輩出セシメ

ンコトヲ期望スル所ナリ茲ニ此盛典ニ方リ恭シク我 叡聖文武ナル 天皇陛下懿淑慈惠ナル皇后陛下ノ萬歲ヲ祝シ奉リ併セテ本校ノ益隆昌ナランコトヲ祈ル

明治廿三年十月十日

文部省専門學務局長 濱 尾 新

#### 富岡熊本縣知事の祝詞

#### 富岡知事 の祝詞

第五高等中學校建築功ヲ竣ヘ本日ヲ以テ落成ノ典ヲ舉行セラル予輩亦招待ノ榮ヲ得タリ抑地方官ノ任タルヤ教育ニ關スルモノ極メテ大ナリ故ニ其意ヲ致スモ亦極メテ切ナリ今ヤ此盛典ニ與ル感念何ソ極ランヤ

夫利弊相伴ヒ得失相憑ルハ勢ノ免レサル所ナリ唯識者明ニ之ヲ辨シ審ニ之ヲ擇ヒ利ヲ收メテ害ニ遠カリ得ニ就テ失ヲ避ク是ヲ以テ成功完フシテ名聲久ニ傳フベシ

我邦中古外國ニ通シテヨリ三韓隋唐ノ文物爭ヒ入テ我ノ開化ヲ進ム其利益極メテ多シ然レトモ此利益ニ伴フテ生シタルノ弊害モ蓋亦少ナカラサルヘシ

追思スレハ寬平延喜ノ朝文運旺盛ノ時ニ當リテ菅相公ノ遺誠ニ雖學漢土三代周孔之聖經革命之國風深可加思慮也雖論涉究天人其自非和魂漢才不能闕其闡奧ト云フカ如キ以テ當時名分ヲ謬リ空理ニ陷ルノ弊端ヲ見ルヘク又以テ菅公學術ノ正ト執意ノ誠トヲ知ルヘキナリ維新ノ政廣ク宇内ノ文明ヲ網羅シテ之ヲ一型ノ中ニ鑄鑄ス就中教育事業ノ如キ歐米諸國ノ制度ヲ兼採リ大小各種ノ學制ヲ設ケラレタリ嗚呼寔ニ美ニシテ且完シト謂フヘシ其誰カ仰キテ之ヲ欽セサランヤ

然リト雖極美ノ在所ハ大醜ノ伏スル所ナリ至完ノ存スル所ハ巨癥モ亦之ニ藏ス方今海内幾千萬ノ學舎濟々タル多士豈智育ノ一點ニ傾キテ德體二育ヲ忽ニスルノ弊風ハ無キ乎歐米ノ事物ニ模倣スルヲ勉メテ本邦固有ノ眞美ヲ遺却スルノ陋習ハ無キ乎坳空憑虛ノ偏探理說ニ眩惑シテ我カ大日本帝國ノ宇内ニ比類ナキ國體ヲ忘失スルノ僻見ハ無キ乎故文部大臣森子爵及前同大臣榎本子爵ハ掛卷モ畏キ我カ 天皇陛下ノ大御意ヲ奉體シ開物成務ノ科學ヲ講スルト共ニ忠孝倫理ノ教ヲ布キ以テ學徒ヲ道規ノ中ニ陶冶シ醜孽ヲ極美中ニ拔キ癡胎ヲ至完中ニ除カンコトヲ務メラレタリ實ニ是中古漢辭ノ前轍ヲ鑒ミ菅公ノ遺誠ヲ紹璧セラレタルモノト謂フモ亦過言ニアラサルヘシ想フニ今大臣ノ方針ト本校長ノ薰陶ト亦必此ニ出ラルヘキハ予輩ノ信シテ疑ハサル所ナリ然ラハ則チ從來ノ憂フヘク慮ルヘキモノハ自ラ消盡シテ獨極美至完ノ跡ノミヲ存シ明治維新ノ文運ハ寬平延喜ニ過クルコト其幾層ナラン嗚呼亦說ハシカラスヤ時ハ是秋陽山ヲ染ムルノ候地ハ則錦山社外ノ勝區遠ク望メハ蘇山蒸々ノ烟雲表ニ昇リ近ク眺ムレハ白河滾々ノ水流レテ休マス希クハ此校ノ名聲蘇山ノ烟ト共ニ高ク此校ノ前途白河ノ水ト共ニ窮リ無カラン事ヲ茲ニ蕪辭ヲ屬シテ以テ本日ノ祝意ヲ表ス

明治廿三年十月十日

九州各知事總代

熊本縣知事 富岡敬明

嘉悅熊本縣會議長の祝詞

熊城ノ東龍山ノ下第五高等中學校ノ新築落成ヲ告ク乃チ本日ヲ以テ開校ノ典ヲ舉ケラル予亦其末班ニ列スルヲ得タリ何ノ榮カ之ニ加ヘンヤ

嘉悅議長の祝詞

願フニ本校ノ我熊本ニ建設セラル、ヤ端緒ヲ明治廿年ニ開ケリ抑本校ノ建築費額豫算ハ金拾萬圓ニシテ内貳萬圓ハ有志者ノ義醜ニ出テ餘ノ八萬圓ハ之ヲ地方稅ニ資セントスルノ計畫ナリシニ本縣會ハ之ヲ可決シタリ爾來歲月ハ流水ノ如ク事業ハ吾ヲ促シテ休マス四タヒ星霜ヲ閱シ則チ本年八月ニ落成ス規模高大結構輪奐生徒數百人ヲ充ツヘシ嗚呼盛ナル哉但之ニ充ル生徒ノ品格授業ノ如何ハ未タ親ク之ヲ目撃セスト雖モ外ニ就テ内ヲ推シ形ヲ以テ精神ヲ察スルニ必ス能ク内外相應シ形神相適フコトタルハ信シテ疑ハサル所ナリ

若夫然ラス規模如此廣大結構如此輪奐ニシテ所謂内外形神ノ相齟齬スルアラハ本縣會カ一致之ヲ可決シタル精神ノ希望ニ幾分ノ不滿ヲ抱カシムルノミナラス七縣數百萬ノ輿望ヲ飽カシムルニ足ラサルモノ有ラン然レ共此レ實ニ杞憂ニシテ懇篤ナル管理ト淵博ナル學識トヲ以テ薰陶淬勵セラル、ニ至ラハ校舍ノ堅牢ト共ニ虧ケス崩レス龍山ノ壽ノ如クナランコト何ノ疑ヲカ容レンヤ忻怡ノ至リニ堪ヘス謹テ蕪辭ヲ陳シテ以テ本日ノ祝詞トス

明治廿三年十月十日

熊本縣會議長 嘉悅信之

生徒總代木崎虎太氏の祝詞

天皇即位百度更張盛興四方萬國交通文物技藝以迄制度憲章着々進歩但格知正修有所未究利用厚生有所未至三軍五兵有所未講然不講其理而嘆其不備其將何益終日而思無益不如學舉手而呼不如登高今國家教育殆遍邇邇唯高等之學則鮮矣是所以有高等中學之設也生等豈可不奉

聖慮體當路君子之意乎夫霧島之山

木崎生徒總代祝詞

神孫之所降臨博多之灣外虜所淪滅生等素生於斯土而今學於斯校內護

皇基於無窮外輝國威於八表是生等宿昔之志願抑亦一生之本領也夫而後庶幾乎無負斯校也今茲工事全竣大舉開校之典敢陳鄙意謹祝

明治廿三年十月十日

第五高等中學校生徒總代

木崎 虎

太再拜

開校式當時の本校

而して開校當時に於ては、本校も既に本科一部・二部の區別も立ち、尋常中學校の優等卒業者には、成績に依り、本科一部一年へ一人、同二部一年へ三人、豫科一級へ十六人、同二級へ一人、同三級へ二人の無試験入學を許したので、尤も翌二十四年九月には、豫科一級へ二十六人、同二級へ十六人、同三級へ二人、二十五年九月には、豫科一級へ三十六人、同二級へ十七人、二十六年九月には、豫科一級へ二十四人、同二級へ二十八人、同三級へ一人、二十七年九月には、大學豫科三年へ十七人、同二年へ二十八人、同一年へ百三十三人と、夫々無試験入學を許してゐる。然るに、降つて三十年四月以後は、設置區域も撤廢され、三十一年には、志願者三百人中、及第者百七十三人、三十二年には、志願者三百八十人中、及第者二百三人、三十三年には、志願者五百五十一人中及第者二百二十八人と、志願者も年毎に増して來た。左に第五高等中學校本科學科課程表並に同豫科及豫科補充科學科課程表を掲げて置くが、同じく第一回卒業生の中には、豫科三級より五箇年在學した者と、僅に本科二箇年に過ぎない者とがあり、後には補充二級より七箇年の長きに及んだ者があつたわけである。

本科一部  
課程表

第五高等中學校本科學科課程表

(法)ハ法科志望生ニ(文)ハ文科志望生ニ  
(工)ハ工科志望生ニ(理)ハ理科志望生ニ

階級	學科	部		科目	週間	時間
		一	二			
物理	國語及漢文	講讀、作文	講讀、作文	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、翻譯	講讀、翻譯	五	同上	同上
		講讀、翻譯	講讀、翻譯	五	同上	同上
		講讀、翻譯	講讀、翻譯	五	同上	同上
		講讀、翻譯	講讀、翻譯	五	同上	同上
	第一外國語	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
		講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上
第二外國語	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
羅旬語	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
	講讀、會話	講讀、會話	五	同上	同上	
地理	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
	政治地理	政治地理	三	同上	同上	
歴史	外國史	外國史	六	同上	同上	
	外國史	外國史	六	同上	同上	
	外國史	外國史	六	同上	同上	
	外國史	外國史	六	同上	同上	
	外國史	外國史	六	同上	同上	
	外國史	外國史	六	同上	同上	
數學	算術	算術	三	同上	同上	
	算術	算術	三	同上	同上	
	算術	算術	三	同上	同上	
	算術	算術	三	同上	同上	
	算術	算術	三	同上	同上	
	算術	算術	三	同上	同上	
地質及礦物	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
	地質、地勢	地質、地勢	三	同上	同上	
物理	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	
	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	
	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	
	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	
	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	
	物理學一班	物理學一班	三	同上	同上	

化學	天文	理財	法學通論	哲學	圖畫	力學	測量	體操	合計
				三論理、心理				三兵式體操	三九
				三同上				三同上	七三〇
				同上				同上	八三〇
			二大					同上	八三八
	一地球、天體	三財論、及生	三大意					三同上	九三三
二化學一班	二地球、天體	三同上						三同上	九三三
二無機化學					三用器畫		三測及器用整方	三同上	九三三
有機化學	一地球、天體				七法幾何陰、影	三運動學、分	三高低測量、着色地誌	三同上	九三三
四同上	一同上			三論理、心理	三同上	(二)同上		三兵式體操	一〇

○理科第二年ニ於テハ羅旬語、力學ノ二科ノ一ヲ撰ハシム  
○又本課程ハ當分試ニ施行スルモノナリ

豫科及  
補科  
充科  
課程表

第五高等中學校豫科及豫科補充科課程表

學級	學科	豫科		補充科		豫科		學科
		第二級	第一級	第三級	第二級	第一級		
週間	五	九	八	九	五	四	六	一
倫理	一道德ノ要旨	講讀(漢文) 書取(漢文)	講讀(漢文) 書取(漢文)	講讀、會話、作文	講讀、會話、作文	講讀、會話、作文	講讀、會話、作文	一同上
國語及漢文	五	五	五	五	四	三	三	同上
第一外國語	九	講讀、會話、作文	同上	講讀、會話、作文	同上	同上	同上	同上
第二外國語								四
地理	一日本地理	二萬國地理及地	二同上	二日本地理及地	二同上	二同上	二同上	二萬國歷史
歷史	一日本歷史	二萬國歷史	二支那歷史	二支那歷史	二日本歷史	二同上	二同上	二萬國歷史
數學	一算術、幾何	二算術、代數、幾何	四代數、幾何	四代數、幾何	四同上	三同上	三同上	三三角術
博物	二動物、植物、金石		二生理及衛生					三動物、植物
物理								三現象及定律
化學					二無機化學			

習字	一行書	一同	上					
圖畫	二自在畫	二同	上	二同	上	二同	上	二同
體操	四普通體操	四同	上	四兵式體操	四同	上	四同	上
合計	一〇三一	一〇三一	一〇三一	九三一	九三一	九三一	一〇	

○本課程ハ當分試ニ施行スルモノナリ

顯微鏡參觀

然るに、同年五月十一・十二の兩日、熊本醫學會開會を期として、十一日午前八時より、測候所、顯微鏡（忘吾會社に於て）、藥品標本・人體解剖及器械等（春雨齋に於て）、藥學校、私立病院、鎮臺病院等の參觀希望者には、同會より通券送付の旨通知があり、顯微鏡參觀に至つては、當時の文化を物語るものであらう。因みに同年六月二十三日以後は、私立熊本病院より、醫長白江規矩三郎氏出校、毎週金曜日正午より生徒の診察に當るべき旨の通知が來てゐる。

而して明治二十三年十月十四日には、勅令を以て、左の如く直轄學校官制の改正が公布せられた。

直轄學校官制の改正

勅令

朕文部省直轄諸學校官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月十四日

内閣總理大臣 伯爵 山縣 有朋  
文部大臣 芳川 顯正

今、高等中學校官制に就いて二三述べれば、第一條に、「高等中學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ高等ノ普通教育ヲ授ケ及大學並高等專門學科ノ學習ニ須要ナル豫備ヲ爲サシムル所トス云々」第二條に、「高等中學校ハ法科文科理科醫科工科商科等ノ專門學部ヲ設クルコトヲ得」と定められ、職員に關しては、第三條に、學校長・教授・助教・幹事・舍監・書記と定め、從來の教頭を除き、教諭を教授と改め、且、第五條を以て、「教授ハ生徒ノ教授ヲ掌ル云々」と示され、第六條には、「幹事ハ專任官ハ各學校一人トス學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ヲ幹理ス」、第七條には、「舍監ハ專任官ハ各學校二人トス學校長又ハ幹事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル」と定められ、第九條を以て、教授を三十人、助教を二人、書記を十人と定め、第十條を以て、專門學部主事を置くこととし、第十一條を以て、「文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ各學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其委員ハ文部大臣ニ之ヲ命ス」と規定してあるが、後年（明治三十九年）の評議委員會に相當するものであらう。

財産購入代金交付

而して本校には、明治二十三年度特別會計歳入歳出豫算追加として、資金部より財産購入代金一萬二千三百九十三圓四十七錢九厘が交付された。

二十三年度の入學試験に關して、九月五日の揭示には、

- 一 習字科(漢)ニハ筆墨及硯を携フベシ
- 一 習字科(英)ニハペン及ビインキヲ携フベシ

二十三年度の入學試験と教科書目

一 體操科ニハ和服ヲ許サズ

但シ洋服持合セナキ者ハ筒袖肌着股引ヲ代用スル事ヲ得

とあるのも面白いが、同九月十日の掲示に依つて、その年の教科書を列挙すれば、補充第二級は、國語漢文(和

(續前二部)

部	一	部	二	部	三	部	四	部	五	部	六	部	七	部	八	部	九	部	十	部	十一	部	十二	部	十三	部	十四	部	十五	部	十六	部	十七	部	十八	部	十九	部	二十	部	二十一	部	二十二	部	二十三	部	二十四	部	二十五	部	二十六	部	二十七	部	二十八	部	二十九	部	三十	部	三十一	部	三十二	部	三十三	部	三十四	部	三十五	部	三十六	部	三十七	部	三十八	部	三十九	部	四十	部	四十一	部	四十二	部	四十三	部	四十四	部	四十五	部	四十六	部	四十七	部	四十八	部	四十九	部	五十	部	五十一	部	五十二	部	五十三	部	五十四	部	五十五	部	五十六	部	五十七	部	五十八	部	五十九	部	六十	部	六十一	部	六十二	部	六十三	部	六十四	部	六十五	部	六十六	部	六十七	部	六十八	部	六十九	部	七十	部	七十一	部	七十二	部	七十三	部	七十四	部	七十五	部	七十六	部	七十七	部	七十八	部	七十九	部	八十	部	八十一	部	八十二	部	八十三	部	八十四	部	八十五	部	八十六	部	八十七	部	八十八	部	八十九	部	九十	部	九十一	部	九十二	部	九十三	部	九十四	部	九十五	部	九十六	部	九十七	部	九十八	部	九十九	部	百	部	百一	部	百二	部	百三	部	百四	部	百五	部	百六	部	百七	部	百八	部	百九	部	百十	部	百十一	部	百十二	部	百十三	部	百十四	部	百十五	部	百十六	部	百十七	部	百十八	部	百十九	部	百二十	部	百二十一	部	百二十二	部	百二十三	部	百二十四	部	百二十五	部	百二十六	部	百二十七	部	百二十八	部	百二十九	部	百三十	部	百三十一	部	百三十二	部	百三十三	部	百三十四	部	百三十五	部	百三十六	部	百三十七	部	百三十八	部	百三十九	部	百四十	部	百四十一	部	百四十二	部	百四十三	部	百四十四	部	百四十五	部	百四十六	部	百四十七	部	百四十八	部	百四十九	部	百五十	部	百五十一	部	百五十二	部	百五十三	部	百五十四	部	百五十五	部	百五十六	部	百五十七	部	百五十八	部	百五十九	部	百六十	部	百六十一	部	百六十二	部	百六十三	部	百六十四	部	百六十五	部	百六十六	部	百六十七	部	百六十八	部	百六十九	部	百七十	部	百七十一	部	百七十二	部	百七十三	部	百七十四	部	百七十五	部	百七十六	部	百七十七	部	百七十八	部	百七十九	部	百八十	部	百八十一	部	百八十二	部	百八十三	部	百八十四	部	百八十五	部	百八十六	部	百八十七	部	百八十八	部	百八十九	部	百九十	部	百九十一	部	百九十二	部	百九十三	部	百九十四	部	百九十五	部	百九十六	部	百九十七	部	百九十八	部	百九十九	部	百	部
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	---	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	---	---

部一の簿付貸書圖

文讀本、日本外史)、英語(ロングマン氏第三讀本、同第四讀本)、歴史(神保氏小學日本歴史)、數學(寺尾氏算術教科書、菊池氏幾何教科書)。補充第一級は、國語漢文(和文讀本、三島氏初學文章軌範)英語(ロングマン氏第四讀本、スウキントン氏萬國史)、歴史(フレーマン氏小歐羅巴史)、數學(寺尾氏算術教科書、菊池氏幾何教科書、スミス氏代數初步)、物理學(スチウワート氏サインスプライマー

(參考)、化學(ロスコー氏サインスプライマー(參考))。豫科第三級は、國語漢文(文章軌範、謝選拾遺)、英語(スマイルス氏セルフヘルプ、マコーレー氏ライフ・オフ・クライブ、スウキントン氏大文法書)、數學(スミス氏代數書、ウキルソン氏平面幾何學)。豫科第二級は、國語漢文(謝選拾遺、八大家文)、英語(ジョンソン氏ヒ



部一の簿付貸器

ストリー・オフ・ラセラス、マコーレー氏フレデリック・グレート、スウキントン氏大文法書)、數學(スミス氏大代數學、ウキルソン氏立體幾何)、化學(ストウレル氏化學書(參考))。豫科第一級は、國語漢文(八大家文、史記傳抄)、英語(ゴルドスミス氏ウイカー・オフ・ウエークヒールド、一種未定)、獨語(ヘステル氏第一第二讀本、ブフハイム氏第一讀本、エンゲリエン氏第二讀本、コンホルト氏文法書)、歴史(フィセル氏大萬國史)、數學(ト・ハンター氏平面三角法)、物理(スチウワード氏物理書(參考))。本科第一部第一年は、英語(不詳)、獨語(ウエベル氏萬國史、セーヘル氏文法書)、數學(バックル氏平面解析幾何、バンサイド氏方程式論)、化學(ロスコー氏化學(參考))、測量(キレスビー氏測量書)、圖畫(ワールン氏投影畫法)。本科一部第一年は、國語漢文(竹取物語、土佐日記、韓非子、左傳)、英語(未定)、獨語(ウエベル氏萬國史、セーヘル氏文法書)、歴史(スチウデントセリーズ各國史)、哲學(ジェボン氏論理學)となつてゐるが、右の中、スミス氏大代數書、ト・ハンター氏平面三角法、バックル氏解析幾何、バンサイド氏方程式論、ワールン氏投影畫法、韓非子、左傳、ジェボン氏論理學、フィセル萬國歴史、ウエベル氏萬國史、スキントン氏英文學等は、止むを得ざる事情ある者

に限り、規則に従つて貸付けたものである。

### 第三節 本校設置区域内各縣協議會並に各縣經費分擔等

曩に第二章第四節に記した通り、本校に於ては、明治二十年八月、第五區地方九州各縣の關係者と相談會を開き、その席上、野村校長は、「高等中學校に諮問委員なるものを設くべし、と文部大臣よりの達しがあり、既に他の高等中學校に於ては、教頭幹事教諭等を以て組織せし所も有るが、それでは範圍狭く、且、常務を議すると同一の状態なので、當校に於ては、諮問委員を廣く九州各縣より組織して、年一回會合を乞ひ、生徒養成上の得失を研究し、以て大臣の意に副ひたいと思ふが、其の可否に就いて御商議を煩したい、尤も其の人員及び會合の都合等は、口頭にして詳細陳述致さう。」と述べてゐるが、文部省が次の商議委員規程六條の訓令を出したのは、同二十一年三月二十三日のことである。

商議委員規程

#### 商議委員規程

- 第一條 本校重要ノ事件ヲ商議スル爲メ商議委員ヲ置ク
- 第二條 商議委員ハ三名以上七名以下トシ學校長ノ推薦ニ依リ文部大臣之ヲ命ス
- 第三條 商議委員ノ會議ニ附スヘキモノハ學科課程重要ノ諸規則經費ノ豫算其他本校ノ利害ノ銷長ニ關スル事項トス但學校長ノ見込ニ依リ尙其他ノ事項ヲ會議ニ附スルコトヲ得
- 第四條 商議委員會ノ議案ハ學校長之ヲ提出スルモノトス

第五條 商議委員會ハ學校長ヲ以テ會長トシ委員半數已上出席スレハ議事ヲ結了スルコトヲ得

第六條 商議委員ハ五ヶ年ヲ以テ任期トス任期滿ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勸續ヲ命スルコトアルヘシ

而して該訓令は、明治三十四年五月二十二日、時の文部大臣松田正久氏の名を以て之を廢止せられるまで、十餘年の間行はれてゐた筈であるけれども、前言の通り、本校に在りては、組織の範圍も廣く、従つて、協議の事項も多つたわけである。即ち本校に於ける商議委員會は、二十年八月の相談會であり、又、その後にはける協議會であるので、當時の記録も「相談會議録」と題せられてゐるからである。

二十一年の相談會

明治二十一年の相談會は、十月五日午前九時、本校より、野村校長・西邨教頭・大橋幹事・吉田醫學部長、校外よりは、黒田鹿兒島縣尋常師範學校校長兼學務課長外二十七名出席（熊本高等小學校長坂口元雄の名あるは特例）の上開會。劈頭、野村校長は參會者の勞を犒ひたる後、本會を開いたのは、單り尋常中學校に裨益するのみならず、九州一般の教育上にも鴻益を起し、國家教育上大いなる影響を來すものと考へる旨を述べ、次いで配布せる三箇條（第一項入學試業の成績に關するもの、第二項器械體操に關するもの、第三項商議委員に關するもの）に就いて質問應答した後、商議委員を廣く各縣より選舉する件に就いては、一人を除く殆ど全數の起立賛成を得て可決し、相談會を年一回開くの件に就いては、過半數の起立賛成を以て、口頭の約束に止めずして、今後成文と爲すことに定め、小山健三・藤崎熊雄（熊本縣學務課）の二名を起草委員に指名することとして、正午閉會。

第二日は、翌六日午前九時開會、起草原案八項に就いて慎重審議の後修正可決し、七日は日曜日に付休會して、八日午前九時再開。先日配布せる相談の件に遷らんとするに先だち、大橋幹事は、協議會規約は既に議決せられ